



世帯での資産及び収入状況等に関し関係先に資料の提出を求めること等に同意する旨を記し署名捺印した調査の同意書の提出を指導・指示したが、1人の者（あなたの父親）が正当な理由なく拒む等した同法第62条3項の規定に基づく指導指示違反」と記載されている。

- 3 平成28年12月27日、処分庁は、請求人からの同月26日付け「転居のご連絡」という文書を受領した。その文書には、「（前略）私は、本年12月26日に転居致しました。（後略）」とある。
- 4 平成29年1月20日、請求人及び請求人代理人は処分庁に来所し、主の生活保護の再申請を行った。
- 5 平成29年2月16日、処分庁は、生活保護申請却下処分を行った。平成29年2月16日付け生活保護申請却下通知書には、却下の理由として、「この度の申請は、指導指示に従わなかったことを理由に保護を廃止された者の再度の保護申請であり、世帯認定に当たっては、廃止前と同様と判断し、生活保護廃止に至った理由が解消されておらず、保護の要件を満たさないため、申請を却下するものです。」と記載されている。
- 6 平成29年2月21日、請求人及び請求人代理人は処分庁に来所し、主の生活保護の再申請を行った。
- 7 平成29年2月27日、処分庁は、主宅の訪問調査を行った。
- 8 平成29年3月17日、処分庁は、本件審査請求に係る本件処分を行った。平成29年3月17日付け生活保護申請却下通知書には、却下の理由として、「                    様の世帯は、平成20年12月12日から平成28年12月31日の間、単身で生活保護を受給していましたが、その際、調査した結果、父（                    様）及び母（                    様）が居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であると判断しました。（中略）この度の申請は、世帯認定に当たり世帯の状況が、廃止前及び再申請を却下した状況と同様と判断し、保護の要件を満たさないため、申請を却下するものです。」と記載されている。
- 9 平成29年3月30日、請求人は、処分庁が上記理由により本件処分を行ったことに不服があるとして、香川県知事に対し、本件審査請求を行った。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分が違法・不当な決定であるとして、本件処分の取消しを求めている。

#### (1) 主と主宅内の状況について

請求人代理人は、主には請求人代理人の持ち家の6畳1間を間貸しして使用させており、間貸ししてはならないという規定はない。間貸しした場合、当然他の部屋に荷物が置かれていることは自然な事であり、扶養義務者が、保護受給者に借間してはならないという規定もない。また、子供部屋の机などの処

分については、子供たちに通知しており、処分するかどうかについては子供たちに任せている。

主の所持金について、平成 29 年 2 月 22 日現在の残高は■■■■円であり、まさに急迫状態である。

## (2) 請求人と請求人代理人の状況について

生活保護は、住民票に関係なく世帯の実態で判断されている。住民票で、生活保護が判断されるのであれば、住民票を異動すれば、容易に保護が受けられるようになり、扶養義務者の住民票の住所が保護受給者と同じ住所だから保護の支給要件に該当しないとの規定もないことから福祉事務所の主張には理由がない。

生活保護のしおりには「世帯とは、同一の住居に居住し、生計を一にしている人の単位です。」と記載されているが、平成 28 年 12 月 26 日以降は主は持ち家で一人暮らしをして、私と妻は別の住居で 2 人で暮らしていることから、3 人は同一世帯ではない。

以上のことから、本件処分を取り消すべきである。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

### (1) 主と自宅内の状況について

平成 29 年 2 月 27 日の訪問調査で家内を見分したところ、リビング・ダイニングに置かれていた食器類及び日用品等の状況、請求人及び請求人代理人の寝室の状況、県外で暮らす請求人の長男及び三男の部屋に、それぞれ学習机があり、学生時代の書物がそのまま置かれていた状況、その他の部屋も程々に手入れされた状況であった。

主には、請求人及び請求人代理人から食事、金銭、衣類の洗濯及び日用品等が提供されており、決して急迫した状況ではない。

### (2) 請求人と請求人代理人の状況について

請求人及び請求人代理人の住所は、住民票・電気・水道・銀行口座・登記簿謄本・確定申告書など確認できた全てにおいて主と同一の住所である。

請求人及び請求人代理人が主とは別のアパートで居住するとしても、居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合の根拠の 1 つでもある出かせぎしている場合に当てはまる。

以上のことから、本件処分は、適正な生活保護制度の実施に基づき、適切に対応し、処理したものであって、処分庁が請求人に対して行った本件処分に何ら違法及び不当な点はない。よって、請求人の審査請求には理由がなく、本件審査請求の棄却を求めるものである。

### 第3 理由

1 世帯単位の原則及び世帯の認定については、次のとおり生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）及び国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 世帯単位の原則について、法第 10 条には、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」とある。

(2) 世帯の認定について、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）」第 1 には、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」とある。

(3) 世帯の認定について、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）」第 1 には、「1. 居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。

(1) 出かせぎしている場合

(2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合

(3) 夫婦間又は親の未成熟の子（中学 3 年以下の子をいう。）に対する関係（以下「生活保持義務関係」という。）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合

(4) 行商又は勤務等の関係上、子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合

(5) 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。（中略））している場合

(6) 職業能力開発校等に入所している場合

(7) その他（1）から（6）までのいずれかと同様の状態にある場合」とある。

また、局長通知第 1 には、「2 同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。ただし、これらのうち・・・については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分に考慮したうえ実施すること。また、・・・分離の対象として差しつかえない。

(1) 略

(2) 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（直系血族の世帯に転入した場合にあつては、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る。）

(3) 保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係にない場合に限る。）

(4) ～ (8) 略 」とある。

(4) 出かせぎ・寄宿について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）」には、「問（第 1 の 4）出かせぎ又は寄宿とは、生計を一にする世帯の所在地を離れて、特定又は不特定期間、他の土地で就労、事業、就学等のため仮の独立生活を営み、目的達成後その世帯に帰ることが予定されている状態をいうものと解してよいか。答 お見込みのとおりである。」とある。

(5) 「生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）」問 1-21 では、

「（問）離婚し、親元へ身を寄せることとなった母子世帯等、直系血族の世帯に転入した要保護者から保護申請があった場合、局第 1 の 2 の（2）の世帯分離の取扱いにより転入者のみを世帯分離して保護することはできるか。

（答）局第 1 の 2 の（2）の世帯分離の取扱いは本来身寄りの無い孤児を引き取り、生活の世話をを行う場合等を想定したものであり、いわば、法第 30 条に規定する「私人の家庭に養護を委託」する趣旨をも勘案した取扱いである。

したがって、直系血族の世帯に転入する場合までは機械的にこの取扱いによることは、その趣旨を逸脱するものであり、特に父母、子及び孫等が同居している場合は、通常は世帯単位の原則をそのまま適用すべきものである。

しかし、なかには、その転入目的、生活実態、受け入れ側の援助能力、更には地域の生活実態との均衡等を十分考慮した上で、転入者のみを保護することがやむを得ない場合もある。

なお、その場合においても、世帯全体で最低生活維持が可能な場合には分離を行うことは認められないこと、分離により保護を要しなくなった者からは可能なかぎり援助を求めるべきことに留意する必要がある。」

とある。

2 これらを踏まえ、本件処分について検討する。

法第 10 条によると、保護は、世帯を単位として行うことされ、次官通知第 1 によれば、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされているが、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすることとされている。

本件処分において、処分庁が処分を行った理由については、上記第2の8の本件処分通知にあるとおり、「この度の申請は、世帯認定に当たり世帯の状況が、廃止前及び再申請を却下した状況と同様と判断し」とあり、廃止前及び再申請を却下した状況とは、請求人及び審査請求人代理人並びに主が居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であると判断されたものと認められる。

居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、局長通知第1に(1)から(6)まで列挙されており、処分庁は、このうち(1)出かせぎしている場合に該当すると主張する。

課長通知問(第1の4)によると、出かせぎ又は寄宿とは、生計を一にする世帯の所在地を離れて、特定又は不特定期間、他の土地で就労、事業、就学等のため仮の独立生活を営み、目的達成後その世帯に帰ることが予定されている状態をいうものとされている。

処分庁は、主宅内の状況に変化がなく、請求人代理人の住所は、住民票・電気・水道・銀行口座・登記簿謄本・確定申告書など確認できた全てにおいて主と同一の住所であると主張するが、それらのみを以って、請求人及び請求人代理人の別住居での生活が、仮の生活であり、目的達成後に主宅へ帰ることが予定されていると断定することはできず、この場合の目的達成(出かせぎ終了要件)を何をもって判断するのが不明であることから、局長通知第1-1-(1)出かせぎしている場合に該当するとはいえない。

また、処分庁は、平成30年10月12日付け書面「第2 直系血族の世帯分離」において「局長通知第1の2及び別冊問答集問1-2-1により、特に直系血族の世帯における保護を有する者の世帯分離の取り扱いについては、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる時に限るとされ、直系血族の世帯に保護を要する場合の世帯分離の取扱いについて、特に父母、子及び孫等が同居している場合は、通常は世帯単位の原則をそのまま適用すべきものとされ、やむを得ない場合であっても、世帯全体で最低生活維持が可能な場合には分離を行うことは認められないとされている。」と述べている。

「局長通知第1の2」は、「同一世帯に属していると認定されるものでも世帯分離して差しつかえない場合」を示したものであり、別冊問答集問1-2-1は「直系血族の世帯に転入した要保護者からの保護申請があった場合、転入者のみを世帯分離して保護できるか」という問であるが、処分庁が、居住を一にしていない場合であっても同一世帯として認定することが適当であると判断した本件事案においては、そのまま引用することは適当ではない。

よって、次官通知第1の居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときには該当しないことから、同一世帯と判断した処分庁の本件処分は、違法・不当な処分と認められる。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年2月21日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造



